当院で算定している施設基準

機能強化加算　　時間外対応加算１

「かかりつけ医」として次のような取組を行っています。

＊健康診断の結果等に関する、健康管理に係る相談
＊保健・福祉サービスに係る相談
＊緊急時（診療時間外を含む）の対応方法等に係る情報提供
＊専門医又は専門医療機関への紹介
＊受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理の実施
＊診療時間外には留守番・転送電話にて対応、やむを得ず問い合わせに応じられなかった場合はコールバックによる対応をさせていただいております。

◆医療機関検索ネット　「ナビイ」　/　厚生労働省
TEL：03-5272-0303
FAX：03-5285-8080
※ホームページ「ナビイ」医療機関検索サービス
https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znkweb/juminkanja/S2300/initialize

連携強化加算

連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況などについて報告を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算　在宅医療 DX 情報活用加算　　医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有しており、薬剤情報・特定健診情報等その他の必要な情報を取得・活用して質の高い医療の提供に努めてまいります。
正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用をお願いいたします。

一般名処方加算

医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、患者さんへの適切な薬剤の処方や、保険薬局の地域における協力促進などの観点から、一般名処方（薬剤を商品名ではなく一般名で記載すること）を行っております。

情報通信機器を用いた診療に係る施設基準

オンライン診療において初診の場合には向精神薬を処方いたしません。

生活習慣病管理料

患者さんの状態に応じ、
・ 28 日以上の長期の処方を行うこと
・ リフィル処方せんを発行すること　　のいずれの対応も可能です
※なお、長期処方付が 対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

外来感染対策向上加算

院染防止対策として必要に応じて次のような取り組みを行っています。
(1) 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
(2) 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年２回実施します。
(3) 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
(4) 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
(5) 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
(6) 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、
領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

医療法人社団　泰大会
薬師台おはなぽっぽクリニック
院長